

京都府内水面漁場管理委員会指示第 24 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 19 日

京都府内水面漁場管理委員会
会長 中原 紘之

1 指示の内容

（1）コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、府内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

（2）コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、府内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において捕獲されたコイを同一水域で放流する場合を除き、次のことを遵守すること。

ア 府内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病の P C R 検査によりそのコイ群が陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを投棄してはならない。

2 指示の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで